

許可書の受領から運輸開始までの手続き 一般乗合旅客自動車運送事業

(主な手続きの流れ)

- 事業許可申請
- 運賃認可申請
- 実施運賃届出
- 約款認可申請

* 国土交通省告示約款を適用する場合は不要

許可・認可

指令書の受領

登録免許税の納付

運行管理者・整備管理者の選任届 ・ 資格の確認

- 法人の設立登記（新規設立法人の場合）
- 事業計画等に基づく事業施設の整備
 - ・ 営業所、車庫、休憩仮眠施設（位置と規模）
 - ・ 車両（申請車両の確保）
 - ・ 帳簿類
 - ・ 掲示類（運賃・料金、運送約款、看板）
 - ・ 規程類（運行管理・整備管理規程・指導要領）
 - ・ 掲示類（運賃・料金、運送約款、看板）
 - ・ 事業遂行に必要な従業員の確保
- 労働基準監督署等への届出（就業規則、36協定）
- 新任運転者の指導教育等
 - ・ 運転者適性診断の受診
- 資本の充実（既存法人で増加する場合）

営業所への運賃・料金の公示
運送約款の公示

(営業所掲示)
事業者名・営業所名・運行系統
運行系統毎の運行回数・始発及び終発の時刻
運行間隔時間 等

(停留所掲示)
事業者名・停留所名・運行系統
運行系統毎の発車時刻 等

事業計画等に変更が生じた場合には、事前手続きが必要

申請車両の登録
(自家用を事業にする場合は、構造変更検査が必要)

任意保険への加入

営業所への運転基準図の備付け・運行表の作成

運輸開始

運輸開始届の提出（速やかに）
車検証の写し
保険証書の写し
営業所、車庫、車両の写真